

記 載 要 領

- 1 世帯構成員名の欄には、**妊産婦**本人を含めて**妊産婦**と生計を一にしている者を全員記入してください。
- 2 所得税等の証明書は、**妊産婦**本人、配偶者及び扶養義務者全員（18歳未満で未就業であれば不要）の分を添付してください。
- 3 扶養義務者とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、その他家庭裁判所で扶養の義務を負わされた伯叔父母等をいいます。
- 4 世帯外扶養義務者とは、世帯以外で**妊産婦**本人を扶養している者のことです。

所 得 税 等 の 証 明 書

収入（所得税等）状況		添付証明書	発行元
1 生活保護又は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 による支援給付を受けている方		受給を証明する書類	福祉事務所
2 自分で事業をしている方 (確定申告をしている場合)		確定申告書(第1表及び第2表)の控 (税務署等の受付印のあるもの)	税務署
3 会社等に勤務し、 給与支払を受けて いる方	給与所得だけの場合 (確定申告なし)	源泉徴収票	勤務先の 会社
	給与所得だけの場合 (確定申告あり)	確定申告書(第1表及び第2表)の控 (税務署等の受付印のあるもの)	税務署
	給与所得と事業所得 の両方がある場合		
4 上記の証明書の取れない方		市民税の課税証明書又は非課税証明書	市役所
(備考) (1) 1月から6月までに申請する場合は、前前年分の所得を証明する書類、7月から12月に申請する場合は、前年分の所得を証明する書類を提出すること。 (2) 源泉徴収票又は確定申告書において所得税額が0円である場合は、そのほかに市(町村)民税の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すること。 (3) 現在無職であっても前前年分(1～6月申請の場合)又は前年分(7～12月申請の場合)の所得税が課税されている場合は、所得税を証明する書類を提出すること。 (4) 前前年分(1～6月申請の場合)又は前年分(7～12月申請の場合)の所得税を課税されている方が2人以上いる場合は、それぞれの証明書を提出すること。 (5) 市民税課税証明書は各種控除額が明記されているものを提出すること。 (6) 各種証明書の返却を希望する場合には地域保健センター窓口へ申し出ること。			